


**大阪市中央卸売市場  
本場業務管理棟駐車場  
使用事業者募集要項**



令和 8 年 6 月  
大阪市中央卸売市場本場

# 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟駐車場使用事業者募集要項

大阪市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）が行う駐車場使用事業者（以下「使用事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

## 1 募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

所在地（住居表示）	面積	駐車台数	最低使用料（予定価格） （月額・税抜）
大阪市福島区野田1丁目1番86号	506.99㎡	20台程度 カーシェアリングに ついては2台まで 可とする。	431,188円

※ 駐車台数は、障がい者等優先2台分を含みます。

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。

※ 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人ないし個人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) カーシェアリング事業に使用する者は、道路運送法第80条、同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ているもので、令和8年6月1日現在で、カーシェアリング事業を10箇所（ステーション）以上かつ20台以上運営している実績を有している者であること。
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれ

のある団体に属する者でないこと。

- (8) 本市が実施した駐車場使用事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

#### ※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

#### ※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

### 3 駐車場の使用条件等

別紙「大阪市中央卸売市場本場業務管理棟駐車場管理運営仕様書」のとおり。

### 4 応募手続き

#### (1) 応募受付期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月15日(水)まで  
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで  
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

#### (2) 応募受付場所

大阪市福島区野田1丁目1番86号 業務管理棟15階  
大阪市中央卸売市場本場

#### (3) 応募に必要な書類

##### ① 応募申込書(様式1)(A4判両面)

##### ② 誓約書(様式2)(A4判両面)

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

##### ③ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

##### ④ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります)

##### ⑤ 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・建物)の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書(その3またはその3の3)に限る。

##### ⑥ 事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和7年分の所得税確定申告書の写し

※ ③④については、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 本市が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※ 提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

#### (4) 応募の手続き

受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。(送付、電話、ファ

ックス、電子メール、インターネットによる受付は行いません。)

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

#### (5) 質問受付

本募集要項に関する質問については質疑書(様式3)を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

ア 質問受付期間 令和8年6月29日(月)から令和8年7月3日(金)午後5時まで

イ 電子メール送信先 [gd0003@city.osaka.lg.jp](mailto:gd0003@city.osaka.lg.jp) 大阪市中央卸売市場本場  
件名は「中央卸売市場本場駐車場 質問」としてください。

ウ 質問回答予定 令和8年7月9日(木)

回答要旨は本市ホームページ「産業・ビジネス>公売・市有財産の売払・貸付・使用許可>市有財産の使用許可の公募>事業者募集案件>駐車場・平面利用」に掲載します。  
(ただし、質問が無い場合は掲載しません。)

#### (6) 応募にあたっての留意事項

ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。

イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ 提出された応募申込書の内容が「3 駐車場の使用条件等」(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。

エ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の前日までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

## 5 価格提案及び審査

### (1) 価格提案及び審査の日時

価格提案日 令和8年7月17日(金)

価格提案書提出期限 午前10時30分

審査開始時間 価格提案書の投函締切り後即時

※ 午前10時から午前10時30分までに価格提案書を入札箱に投函していただき、投函締切り後即時に価格提案審査を行います。

### (2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市福島区野田1丁目1番86号 業務管理棟15階 第3会議室

### (3) 当日持参するもの

ア 価格提案書(様式4)

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)(様式5)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

- ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。
- イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
- イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。
- イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案

を行った者とします。

なお、使用予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

#### (10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより使用予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

#### (11) 審査結果の発表及び公表

使用予定事業者を決定したときは、その者の受付番号、使用予定事業者名及び決定価格、並びに使用予定事業者以外の受付番号、応募者名及び応募価格の発表を行います。使用予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者のみ）」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

#### (12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

### 6 使用許可に関する説明会

(1) 使用予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続について引き続き説明会を行います。

(2) 説明会には、使用予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、使用予定事業者の資格を取り消します。

### 7 使用許可申請の手続き

令和8年8月7日（金）までに、応募申込書に記載された名義で、「行政財産使用許可申請書（様式6）」を提出してください。

### 8 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

### 9 その他

(1) 使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

(2) 使用料については、次の納入期限までに本市発行の納入通知書により全額を一括納付していただきます。

期 間	納 入 期 限
令和8年10月1日から令和9年9月30日まで	令和8年9月30日

(3) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪府市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

募集に関する問い合わせ先 : 大阪中央卸売市場本場  
大阪府福島区野田1丁目1番86号 業務管理棟15階  
電話 (06) 6469-7961